



文化財を

守りましょう

県内にはすぐれた文化財が数多く残されています。たとえば、壮大な石垣をもつ熊本城跡、優美な阿弥陀堂や仏像などの球磨地方の仏教美術、九州特有のアーチ式の石造眼鏡橋など、あげればきりがないほど沢山の文化財が見られます。

また、本県が誇りとする文化財の一つに装飾古墳があります。その大部分が北

部九州に集中し、その半分以上が本県で見られるものです。

古墳の石室や横穴の入口などには、赤・青・白の色彩や彫刻で、円や三角形の幾何学文様、人物、馬、舟や武器などの象形文様が描かれています。葬送儀礼に関係あるものと思われれますが、すばらしい芸術作品でもあります。

熊本城内の県立美術館には、千金甲、鍋田横穴、弁慶ヶ穴などの代表的な装飾古墳の本物そっくりのレプリカが展示されています。

いま述べたいくつもの文化財は、わが国でも有数のものですが、文化財というのは、このように学問的芸術的にすぐれたものばかりをさすものではありません。

町や村のほずれや道端にひっそりたえずむ地蔵さんや古塔碑、お堂の観音さんや葉師さん、神楽や太鼓踊りや獅子舞などの民俗芸能、汗と手あかがしみこんだ生産用具や民具など、すべて私達の先祖が精魂こめてつくり、受け継ぎ、生活のよりどころとして大切に守り続けてきたものです。これこそ貴重な文化財といえるもので、大切に保存して後世に伝えていかねばならないと思います。

冬は火災の多いシーズンです。師走か

ら年始にかけてはあわただしい時期でもありません。もう一度周囲の文化財に目を向けて、焚火などの火の元に注意して貴重な文化財を灰としないよう、また、最近増えてきた不心得者による仏像や石造物などの破壊や盗難を防止するようお互いに十分気をつけましょう。

(文化課)

交通安全

タッチ運動実施中

県では、特に「子供とおとしよりを交通事故から守りましょう」と努力していますが、県民運動の一つとして、交通安全タッチ運動を展開中です。ドライバーも歩行者も交通ルールを守ることは勿論のこと、お互いがゆづりあいの気持ち、心のふれあいが事故のない住みよい熊本づくりにつながることではないでしょうか。

〔ドライバー〕

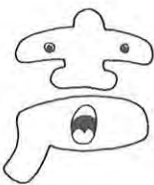
ドライバーは、ドアを閉めハンドルを握ると、外部の環境から孤立し、景色や道路からくる刺激も単調であるために、自分本位の、感情的な人間になりがちです。徐行が続いたり、無理やりに割り込

まれたり、追い越されたりするうちに、イライラが爆発して感情的な本能をムキ出しにする人間に変身することがあります。このようなことが無理な追い越しをしたり、歩行者優先を無視して自から事故を起こす結果にもなりかねません。このような心理にならないように自分のイライラの心理状態を察知し、そのイライラをそれ以上強くさせないようにし、できるだけ早く感情を解消させるようにしましょう。

〔歩行者〕

歩いている人は、車の運転者ほど勝手な人種はないと思うし、車に乗っている人は歩行者ほど罔々しい者はないと考えているようです。しかしおたがい人間同志なのです。相手の気持がわからないはずはありません。交通規則を守ると同時に運転者の気持になつて道を歩くことが自分を交通事故から守るひけつだといえましょう。運転者も人間である以上いつも正常で、完全な心理状態で車を運転しているわけではありません。ところが歩行者から見ると、「信号まちはいやだ、混雑しているところは一刻も早く抜け出そう。」などという一人ひとりの運転者の気持はわかりませんが、運転者は多かれ少なかれ不安定な心理状態であるということを知っておきましょう。

(交通安全対策課)



問 宅地を購入したいと思いが、最近宅地を購入した人の話を聞きますと、とさき契約後トラブルが生じたというのですが、どのような点に注意したらよいでしょうか。

(熊本市 主婦)

宅地や建物を買う場合の注意点としては、まず第一に物件の内容をよく理解すること、第二に物件の権利に関する自分の目で確かめること、この二点があげられます。消費者保護を前提とした宅地・建物の売買に関する法律として「宅地建物取引業法」がありますから、この法律を勉強して貰うということも大切なことです。

ところで具体的な注意点としてはまず購入しようとする物件の内容をよく理解するという事です。

宅地建物取引業者は、契約の前に必ず専任の取引主任者をして ①登記された権利の種類及び内容、所有者の氏名 ②都市計画法、建築基準法などによる制限 ③私道負担 ④飲用水、電気、ガス、排水のための施設の状況など、契約内容の重要なことがらについて説明させ、物件

説明書を交付しなければならぬことになっていきます。また専任の取引主任者でない者が説明した場合には、宅地建物取引業法という重要事項の説明にはなりません。専任の取引主任者から説明を十分に聞き、業者としての免許証等を確認し、納得してから契約をしてください。私達は、日用品を買う際にも十分品定めをします。まして宅地建物を買うという事は、一生に一度のことですから慎重のうえにも慎重に検討したうえで契約をしたいものです。

次に購入しようとする物件の権利に関することを自分の目で確かめるということです。たとえば抵当権の設定はしてないかどうか、あるいは道路の関係では、敷地が公道(国県市町村道)に二メートル以上接しているかどうか、私道の場合には道路指定がされているかどうか確認する必要があります。

特に都市計画区域が定められている地域では注意が必要で、市街化調整区域では、まず建物は建てられないということ念頭に置いてください。近頃では市街化調整区域での山林分譲ということになり画割をしてあたかも宅地化できるように販売がなされる例が多いのですが、建物は建てられませんので注意してください。

とにかく必要なのは、疑い点は行政機関等に気軽に相談してください。問題がおきてからでは遅いのです。(建築課)

資源を

大切に

昭和四十八年秋の石油危機で、私たちは、資源・エネルギーが無限ではなく、また安く手に入るものでもないことを知りました。

殊に国内資源に乏しいわが国は、エネルギーをはじめ重要資源の大部分を海外からの供給によりまかなっており、この限りある資源・エネルギーをできるだけ大切にすることがぜひ必要です。つまり、資源やエネルギーのムダをなくし、ものを大切にすることが、わが国の重要な課題となっています。

幸い、石油危機後、産業活動や私たちの生活全般にわたり「節約」の気運が起ってききましたので、この機会をとらえ、「資源とエネルギーを大切に」する国民運動が、国や都道府県の支援を得ながら民間諸団体の自主的活動として、全国的に幅広く進められています。本県においても、県民運動の推進母体として「熊本

県資源を大切に」する県民運動推進会議」を設立し、省資源・省エネルギーに関する啓発、情報の交換、あるいは共同の研究などを推進しています。また県では今年度から、「省資源運動推進モデル市町村」の制度を発足させ、市町村におけるこの運動の推進をより一層図ることとしました。

この制度の目的は、県の指定を受けたモデル市町村が、地域内の企業や住民と一体となって、資源の循環利用やエネルギー利用の効率化等を促進するための、地域活動のモデルづくりを試みることにあり、その浸透とさらに波及効果をねらおうとするものです。例えば、廃棄物の再利用促進を図るための集団回収体制づくり、水資源や石油、電気その他エネルギーの消費合理化による節約運動など、各地域の実情にマッチした活発な活動が大いに期待されることです。

なお、今年度のモデル市町村としては、次の市町が指定されています。県民の皆さんの一層の御理解と御協力をお願いします。

人吉市、天明町、富合町、岱明町、植木町、泗水町、高森町、甲佐町、千丁町、芦北町、五和町。(消費生活課)